



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 5

自主規制規則の見直しに関する 検討計画について

2023年7月18日
日本証券業協会

1. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について



▶ 自主規制規則の定期見直しに関する募集結果について

本年4月19日から5月18日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、2件の提案が寄せられた。

寄せられた提案の内容及び検討計画は、次のとおりである。

提案事項

着地取引の期間制限

提案の具体的内容

協会員が行う着地取引で、相手方が金商法で定める適格機関投資家に該当するものについては、着地取引規則第7条で定める期間の制限の適用しないこと

提案理由

- 海外の金融機関との取引では、継続的に長期（6か月）のJGBフォワード取引のニーズがあります。このようなニーズに対し、現状では、長期のJGBフォワードについては、差金決済選択条項を加え、デリバティブ取引として約定しています。（ただし、実際に顧客が意図しているのは単純なフォワード取引であるため、実際には常に現物決済）
- 金商法の観点では、現物決済のみの有価証券先渡取引は、単なる有価証券の売買であり、店頭デリバには該当せず、よって、証拠金規制の対象外となります。この点につき、海外の大手金融機関からは、本来の取引意図は単なる債券のフォワード取引であるにもかかわらず、差金決済条項付きの店頭デリバ扱いとすることで（本来であれば対象外のはずの）証拠金規制の対象となってしまうことへの問題意識が示されています。

（次頁に続く）

提案理由

(前頁からの続き)

- 一方で、着地取引規制との関係から、6か月以上の期間のフォワード取引を行うことはできないため、長期の債券フォワード取引をおこなう手段は店頭デリバとして行う以外の方法がなく、事実上閉ざされてしまっており、長期の取引ニーズにこたえた取引ができなくなってしまっており、グローバル市場では一般的に行われている取引を提供することができなくなっています。着地取引規制の目的は、決済までの期間が長期間になることに伴う顧客保護や決済リスクの削減等にあると理解しているが、協会員と適格機関投資家との取引であれば、それぞれの当事者において未決済取引の管理やリスク管理体制が整備されているものと考えられ、期間を一律に限定する必要性は乏しいと考えます。

検討計画

「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」において、検討を行う予定。

1. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

提案事項

外国株式信用取引の対象銘柄に関する「銘柄選定等に係るガイドライン」について

提案の具体的内容

- 会員は、「銘柄選定等に係るガイドライン」に定める基準を満たす銘柄を外国株式信用取引の対象銘柄として選定することが可能となっております。
- 同ガイドライン1.(2)③の上場市場（取引所金融商品市場又は店頭市場）基準にCboe Global Marketsが北米にて運営する市場を追加いただきたいと考えます。
- 市場の名称は、「Cboe BZX Exchange, Inc.（以下、BZX）」です。

提案理由

- 外国株式信用取引の対象銘柄は、投資者保護のため、「銘柄選定等に係るガイドライン」において、主要株価指数（ダウ工業株30種平均、Standard & Poor's 500 Stock Index、NASDAQ 100）の構成銘柄のほか、それらに準じると考えられる大型銘柄等について、①時価総額基準、②売買代金基準、③上場市場（取引所金融商品市場又は店頭市場）基準、④上場期間基準、⑤株価基準、⑥上場廃止基準、（ETFの場合は、それらに加え⑦ETFの取扱い）を満たす銘柄を選定できるとされています。
- 現在、③上場市場基準は、NYSE及びNasdaqの一部市場に限られていますが、近年の米国金融商品取引所の取引状況や上場審査基準等を踏まえると、Cboe Global Marketsが運営する左記BZX市場もそれらに比肩する取引所と考えられるため、こちらを追加いただきたいと考えます。

検討計画

「外国上場株式の信用取引制度に関するワーキング・グループ」において検討し、本年12月までに結論を得る予定。

2. 今後のスケジュールについて

時期	検討手順・スケジュール
2023年	
4月19日～5月18日	「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集
6月	協会事務局において提案を整理・検討
7月	各分科会・自主規制会議において「検討計画」を報告、公表
～	所管WG等において検討
12月	各分科会・自主規制会議において「検討結果・状況」を報告、公表
2024年	
1月以降	必要に応じて所要の手續（規則改正に係るパブコメ募集等）

※検討状況により、上記スケジュールが変更となる場合あり。